

厚岸町規則第67号

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 自立生活支援用具の部 移動・移乗支援用具の項の次に次のように加える。

自動車運転補助用具（ハンドコントロール）	110,000円	下肢機能若しくは体幹機能における身体障害者手帳2級以上を有し、運転免許証を所持しているもの	自動車に容易に操向装置を設置することができるもの。ただし、厚岸町障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成9年厚岸町訓令第4号）の対象となる自動車の改造を除く。	—
----------------------	----------	---	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。